

予算特別委員会

令和元年9月17日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和元年9月17日（火） 午前9時30分 開会
午後1時57分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 下 村 正 樹
副委員長 増 田 順 弘
委 員 杉 本 訓 規
〃 奥 本 佳 史
〃 松 林 謙 司
〃 谷 原 一 安
〃 岡 本 吉 司

欠席した委員 委 員 西 川 弥三郎

4. 委員以外の出席議員 議 長 藤井本 浩
議 員 梨 本 洪 珪
〃 内 野 悦 子
〃 川 村 優 子
〃 吉 村 優 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿 古 和 彦
副 市 長 松 山 善 之
教 育 長 杉 澤 茂 二
企画部長 吉 川 正 人
人事課長 板 橋 行 則
総務部長 吉 村 雅 央
総務財政課長 米 田 匡 勝
市民生活部長 前 村 芳 安
保険課長 新 澤 明 子
人権政策課長 水 島 悦 美
環境課長 庄 田 康 則
産業観光部長 早 田 幸 介
農林課長 芝 浩 文

商工観光課長	吉 村 和 則
保健福祉部長	巽 重 人
社会福祉課長	林 本 裕 明
長寿福祉課長	中 井 智 恵
こども未来創造部長	中 井 浩 子
子育て福祉課長	井 上 理 恵
教育部長	森 井 敏 英
学校教育課長	内 蔵 清
生涯学習課長	西 川 育 子
体育振興課長	植 田 和 明
学校給食センター所長	油 谷 知 之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第53号 令和元年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決について
- 議第54号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 議第55号 令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前9時30分

下村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は皆様方、何かとお忙しい中、これからも運動会、市民体育祭はもう終わりましたけれども、学校の方の運動会等がございまして大変お忙しい中、きょうは予算特別委員会ということで、西川弥三郎委員がちょっと体調を崩されたというようなことの連絡が入っておりまして、きょうはちょっと欠席ということで、先ほど言いましたとおり7名の委員で進めてまいりたいと思いますので、最後までよろしく願い申し上げます。

また、委員外議員として川村優子議員、吉村優子議員、梨本議員、内野議員、4名の議員の方が参加されておりますので、よろしく願い申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第53号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第53号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,323万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億4,159万3,000円といたすものでございます。また、第2条におきましては、地方債の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の4ページをごらんいただきたいと思います。こちらは第2表でございます。地方債の補正ということでございますけれども、補正内容といたしまして、変更というものでございます。まず、地域循環型社会形成推進事業につきまして、補正前の限度額に1,200万円を追加いたしまして、補正後2,320万円といたすものでございます。

また、その他公共施設災害復旧事業におきましては、補正前の限度額に390万円を追加いたしまして、補正後1,050万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりで、補正前と同じでございます。

続きまして、事項別明細書に移らせていただきます。7ページをごらんいただきたいと思っております。

まず初めに、歳出の事項別明細からご説明をさせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は59万4,000円で、一般管理事業におきま

て、7節賃金で、職員に欠員が生じ、臨時雇用職員で対応することとなったことから、予備的に予算計上していたこの費目から支出いたしましたので、その部分を補充するものでございます。

次に、2款総務費、4項人権啓発費、1目人権啓発費でございます。補正額は減額の48万3,000円でございます。まず人権擁護事業で7節賃金、臨時雇用賃金といたしまして45万4,000円の追加、それから忍海集会所管理事業におきましては、忍海集会所の指定管理者といたしまして、当忍海集会所運営委員会というものに指定をするとした場合の施設の維持管理に要する経費、こちらが指定管理料に移行いたしますので、10月以降の維持管理経費として予算計上していた部分、需用費で減額の30万4,000円、役務費で減額の39万9,000円、それから、委託料で減額の23万4,000円を、それぞれ減額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。補正額は51万4,000円の追加で、福祉医療管理事業におきまして、7節賃金、臨時雇用賃金の追加でございます。

続いて、5目老人福祉費、全体では198万4,000円の追加でございます。老人福祉事業といたしまして、13節委託料で、介護保険システム改修委託料で145万1,000円の追加。それから、20節の扶助費で、家族介護慰労金緊急対策分といたしまして66万円の追加でございます。

それから、介護保険特別会計繰出金といたしまして、保険事業勘定への繰り出しでございますけれども、12万7,000円の減額でございます。

次に、8ページの7目いきいきセンター管理運営費でございます。補正額が900万円で、いきいきセンターの浴室用ろ過機、浴場用ろ過機の入替え及び配管工事に係る工事請負費の追加でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。補正額は76万6,000円の追加で、児童福祉総務事業で、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事業につきまして、11節需用費及び12節役務費で合計6万6,000円。それから、20節の扶助費で70万円の追加でございます。

次に、2目児童措置費でございます。補正額は1,000万8,000円という追加でございます。幼児教育・保育の無償化に関する経費の追加となっております。まず、子どものための教育・保育給付事業といたしまして、20節扶助費で443万4,000円。それから、施設等利用給付事業といたしまして、20節扶助費で557万4,000円の追加でございます。

次に、9ページの3目保育所費でございます。補正額が260万7,000円の追加で、市立保育所管理事業といたしまして、磐城第二保育所の改修に係る工事請負費の追加でございます。

次に、4目児童館費でございます。補正額は27万9,000円の追加で、児童館・学童保育所管理事業といたしまして、12節役務費で新庄小学校区学童保育所用地の土地鑑定手数料でございます。

次に、3款民生費、4項生活保護費、1目生活保護総務費でございます。補正額は123万2,000円の追加でございます。生活保護総務事業で13節委託料、生活保護システム改修委託料でございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、4目地域循環型社会形成推進事業費でございます。補正額は1,608万円の追加で、ストックヤード建設事業で、11節事業費で8万円、15節工事請負費で1,600万円の追加でございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。こちらは5款農林商工費、1項農業費、6目農地費でございます。補正額が300万円の追加で、土地改良事業といたしまして、15節工事請負費の追加でございます。

次に、3項商工費、2目観光費でございます。補正額は5,362万円の追加で、観光振興事業といたしまして13節委託料、こちらは蓮花ちゃんの商標登録業務委託料といたしまして79万円の追加。それから、観光施設管理運営事業でございますけども、市内観光施設5カ所のトイレ改修事業といたしまして、13節委託料、測量設計委託料で87万6,000円の追加。それから、15節工事請負費で5,195万4,000円の追加でございます。

次に、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。補正額は501万1,000円で、まず学校給食特別会計繰出金といたしまして226万1,000円の追加。それから、学校管理事業といたしまして、22節補償補てん及び賠償金で275万円の追加でございます。

次に、11ページに移っていただきまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。補正額は2,157万8,000円の追加でございまして、幼児教育・保育の無償化に関する経費でございます。子ども・子育て支援事業といたしまして、19節負担金補助及び交付金の追加となっております。

次に、5項社会教育費、4目公民館費でございます。補正額は19万9,000円の追加で、公民館分館運営事業といたしまして、13節委託料で、忍海集会所の指定管理委託料といたしまして21万9,000円の追加。それから、19節負担金補助及び交付金で、地域活動事業補助金について2万円の減額となっております。

次に、6項保健体育費、2目体育施設費でございます。補正額は330万円の追加で、新庄スポーツセンター等管理事業といたしまして11節需用費、修繕料の追加となっております。

歳出の最後でございます。9款災害復旧費、3項その他公共施設災害復旧費、3目保健体育施設災害復旧費でございます。補正額が394万9,000円の追加でございまして、15節工事請負費といたしまして、當麻農村広場防球ネットの張りかえ工事でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきたいと思います。事項別明細書の5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、8款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金では、補正額が4,779万円の追加で、歳出で説明いたしました幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担額の特例的な財源補てんとして創設されたものでございます。

次に、11款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林商工費分担金では補正額が30万円の追加で、歳出で説明いたしました土地改良事業に係る分担金でございます。

続いて2項負担金、1目民生費負担金では、補正額が減額の6,927万円でございます。幼児教育・保育の無償化に伴います保育所保育料の減額となっております。

次に、12款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料では、補正額が減額の630万

円で、こちらも幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園保育料の減額となっております。

それから、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、補正額が2,500万2,000円の追加で、介護保険システム改修事業補助金で86万2,000円の追加。それから、子どものための教育・保育給付交付金で1,925万円の追加。それから、母子家庭等対策総合支援事業補助金で138万8,000円の追加。子育てのための施設等利用給付交付金で、278万7,000円の追加でございます。

次に、4目農林商工費国庫補助金では、補正額が940万2,000円の追加で、観光施設のトイレ改修に係る国庫補助金でございます。

次に、7目教育費国庫補助金では、補正額が1,038万5,000円の追加で、子ども・子育て支援交付金で19万8,000円。子どものための教育・保育給付交付金で84万2,000円。それから、子育てのための施設等利用給付交付金で934万5,000円の、それぞれ追加でございます。

次、6ページに移っていただきまして、14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金では、補正額が1,101万7,000円の追加で、施設型給付費等交付金で962万4,000円。それから、子育てのための施設等利用給付交付金で139万3,000円の、それぞれ追加でございます。

次に、4目農林商工費県補助金では、補正額が2,069万円の追加で、主なものとして、観光施設のトイレ改修に係る県補助金でございます。

次に、7目教育費県補助金では、補正額が559万6,000円の追加で、施設型給付費等補助金で30万5,000円。それから、施設型給付費等交付金、こちらで42万1,000円。それから、子ども・子育て支援交付金で19万8,000円。それから、子育てのための施設等利用給付交付金で467万2,000円の、それぞれ追加となっております。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、補正額が5,797万4,000円の追加でございます。

次に、19款諸収入、3項雑入、4目雑入では、補正額が475万2,000円の追加で、保育所給食代となっております。

次に、20款市債、1項市債、2目衛生債では、補正額が1,200万円の追加で、ストックヤード建設事業に係る地方債の補正でございます。

最後に、7目災害復旧事業債では、補正額が390万円の追加で、當麻農村広場の防球ネット張りかえ事業に係る地方債の補正となっております。

以上、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まずは9ページの、2項児童福祉費の、12節新庄学童の土地鑑定手数料となっておりますが、これは何か計画があつて、何かされる予定なんですか、その内容をちょっと教えていただきたいのと、もう一つは、10ページの商工費の委託料の、蓮花ちゃんの商標登録だと思う

んですけど、これ、補正で上がってきているんですけども、これはずっと、定期的に決まってるものじゃないんですか。急に出てくるものなんですか。それをちょっとお聞かせいただきたいのと、3点目は、僕、ちょっときのうホームページを見たんですけど、蓮花ちゃんのスタンプがあったなと思って見てたんですけど、6月1日からリニューアル中になってるんですけど、これは何をやられてるんですか。ちょっとその辺、お聞かせください。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願ひいたします。

土地鑑定委託料につきましてお答えさせていただきます。まず、こちらの方なんですけれども、現在新庄小学校区学童保育所におきましては、お子様を学童保育施設、キャパ120人のところでお受けしている。また、それ以外に学校施設の図書館1、図書館2をお借りして、キャパ的には100人ぐらいになるんですけども、それら施設を併用して学童を受け入れている状況でございます。このような中、新庄の方におかれましても児童さんがふえておられるというところから、決して空き教室ではない施設で学童保育を運営していくに当たり、どのように受け入れていくべきかというのを検討をさせていただきました。その中で、今新庄幼稚園の西側の土地をちょっと考えさせていただけないかというところで、鑑定手数料を上げさせていただいております。まだはっきりと交渉を進められるわけでもございませんので、まずは土地鑑定手数料を上げさせていただいて、その土地の単価でありますとか、そういったところをきっちりと精査して検討してまいりたいための手数料でございます。

以上でございます。

下村委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。よろしくお願ひをいたします。

ただいまご質問いただきました商標登録業務委託料の件でございますが、蓮花ちゃんの商標登録につきましては、蓮花ちゃんの肖像、イラストの商標権、それから商標名、中将姫、それと蓮花ちゃん、この3種類の商標権がございます。その権利設定につきましては、存続期間は10年間となっております、この3種類の商標権のうち、蓮花ちゃんのイラストの肖像権、それから商標名、中将姫というものが令和元年11月に満10年目を迎えることになることが、今年の5月になってから、当初この手続をしました法律特許事務所の方から連絡がありまして、10年目を迎えるということがこの時点で初めて判明いたしました。本来でございましたら、当初予算におきましての計上にてこの更新手続に係る費用を計上するところでございますが、認識不足というのが原因で、当初予算への計上漏れということになってしまいましたのが今回の原因でございます。

つきましては、引き続き蓮花ちゃんの肖像と商標名、中将姫の商標権を更新登録させていただくため、更新登録手続に係る費用の商標登録業務手数料79万円を増額補正をさせていただくものでございます。なお、蓮花ちゃんの商標権につきましては、令和2年4月に満10年目を迎えるということになっております。これは肖像権ができた後に、それぞれ応募で名前を決められたという経過がありまして、半年間ずれております。ということになりますので、それにつきましては令和2年度の当初予算におきまして計上させていただくということで、

現在考えております。よろしくお願いをいたします。

それから、スタンプの件でございます。この件につきましては、市のホームページが今年の10月にリニューアルをされるというふうに伺っております。それに伴いまして、このスタンプにつきましても、若干リニューアルをさせていただいて運用をさせていただこうかなというところで、現在進めておる状況でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 結局、新庄小学校区学童保育所は、施設を広げる予定のために土地の鑑定を出すということですね。

蓮花ちゃんの方、委託料に関しては当初予算に漏れていたということで、漏れないようによろしくお願ひしたいのと、あと、ラインのスタンプの方の利用者数とか、わかっていますか。わからないのであれば、後刻報告してください。

下村委員長 ほかに質疑は。

奥本委員。

奥本委員 奥本でございます。よろしくお願ひします。私の方からまず2件、お願ひします。

8ページ、民生費の1款児童福祉総務費の、20節扶助費、この未婚の児童扶養手当受給者臨時特別給付金とあるんですけれども、これは何件分を対象としているか、お願ひします。

次が、同じく民生費、2款児童措置費の、子どものための教育・保育給付費、20節の扶助費です。これの内訳、多分これは副食費に関することだと思うんですけども、内訳をお願ひしたいと思います。

以上2件、まずはお願ひします。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

まず、1点目でございます。未婚の給付金に係る部分でございます。こちらにつきましては、この10月から実施される消費税の引き上げに伴い、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して1万7,500円の臨時特別給付金の支給事業を行われることになったことに伴い、補正で上げさせていただいてる部分でございます。こちら、40名を予定しております。

次に、子どものための教育・保育給付費、こちらの部分でございます。今回補正させていただきますのが443万円の部分でございます。こちらにつきましては、内容的には保育無償化に伴って、私立保育園等へ支弁している部分が増額になりますので、その部分でございます。1つ目としましては、副食費免除分は公定価格内に新規加算される予定でございますが、こちらの部分、私立の部分です。その部分が私どもからお支払いするときに増額になる部分、こちらが約80名分を予定しております。ですので、副食費4,500円の80名分の6カ月ということで、計上させていただいております。

もう1点、増加になる部分でございますが、認定こども園につきましてはの無償化減収分を増額予定しております。認定こども園につきましては、保育料も含めて各園で徴収していただいとるころでございますが、そちらの部分につきましても私どもが補てんする分になり

ますので、その保育料無償化に係る、無償となった部分、約15名で38万円ほどを予定しております。そちらの部分を含ませまして、443万4,000円の補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。未婚の児童扶養手当の方ですけれども、消費税の増額分の補てんということだけで、特に件数がふえたからとかというわけではないという理解でよろしいんですね。

それと、保育の給付の方は私立の方で副食費がふえているという理解でよろしいですね。

下村委員長 それでよろしいですね。

井上課長。

井上子育て福祉課長 すみません、私の説明不足だったかと思います。

先ほどの未婚の分につきましては、従来こういった給付はなかったんですけれども、今回消費税の増額に伴いまして未婚の親御さん、今まで婚姻歴がない親御さんで、一定以上の所得以下の方につきましては、やはり何か政府的にペイをされる部分ということで、今回全く新規の事業でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 新規の事業ということで、市内で対象者が40名いらっしゃるという理解でよろしいですね。ありがとうございました。

下村委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 私の方は7ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会総務費の福祉医療管理事業51万4,000円の内訳と、そしてその下の5目老人福祉費の20節扶助費66万円は、介護保険特別会計と関連はあると思うんですけど、ここの内訳。そしてあと1つは、8ページのいきいきセンター管理運営費、15節工事請負費、900万円計上されておりますけれども、多分これは浴場の関係だと思うんですけども、この工事の完成時期、複数の市民の方からいつごろ利用できるのかなという問い合わせがありますので、ここらをお願いいたします。

下村委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。

福祉医療管理事業の臨時雇用賃金ですけれども、今年度より子ども医療費助成制度の対象年齢を、満18歳に達する日以降最初に到達する3月31日までの子どもに拡大したこと、また県下一斉に未就学児の給付方法が自動償還方式から現物給付方式に変更されたことに伴いまして、事務量が大幅に増加しております。さらに、4月の人事異動の時点では、育児休暇職員が5月末に復帰する予定でありましたが、復帰後は育児短時間勤務を取得したいと、4月に入ってから申し出されました。それともう一つ、5月の連休明けから病気休暇を取得する職員があり、現在も休職していることから、急遽その補充として、6月20日から臨時雇用として人事課の方で急遽お願いして雇用させていただいています。この分は10月1日から保険

課で予算計上いたしたくお願いするものであります。1日6時間勤務で、この3月31日までの分で51万4,000円になります。

以上です。

下村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

扶助費の方ですけれども、家族介護慰労金の内容ということでございます。家族介護慰労金といいますのは、重度の要介護者を在宅で介護している介護者に慰労金を支給している事業でございます。支給科目は、もともと介護保険特別会計の地域支援事業の任意事業費の扶助費から支給しているものでございます。今回、葛城市が条例と規則で定めている支給要件が、令和元年度から国が定める支給要件が明確化されることとなりまして、国が定める範囲以外の支給対象者につきましては、地域支援事業としては認められず、介護保険特別会計から支出することができなくなるため、一般会計の3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費、扶助費の方から歳出させていただくこととなりました。

続きまして、いきいきセンターの工事請負費の方ですけれども、工期といたしましてはこの補正予算を議決いただきました後、入札させていただいて、工期の方が大体3カ月ということをご予定しております。

以上です。

下村委員長 松林委員。

松林委員 福祉医療管理事業費、これ、16歳から18歳に子ども医療費を拡大した部分と、そして今まで未就学児の分、償還払いをしておったのが現物給付になった。この関係で事務量が極端にふえたということで理解いたしました。

そして、この老人福祉費、この部分ですけれども、国の基準が変わったという、ちょっとこれ、自宅で介護されておられる方が医療機関とかそういうようなところで入院とかされた場合、1カ月以内であれば自宅で介護したとみなされていたと思いますが、その基準が変わったということですか。それで今回、基準から外れた人が出てくるという、これは今後においても臨時措置ということになるのでしょうか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

松林委員、非常にお詳しくいらっしゃると、大体委員お述べのとおりでございますが、家族介護の慰労金につきましては、一番わかりやすいのは、本来介護保険を使える要件があるのに使っていない方という方に対して、一定慰労金という形でお出ししようという制度でやっておりました。ただ、委員先ほどご紹介のとおり、やはりこの1年を通して全く使わないというのは、なかなかご家族としても大変だという中で、本市におきましては30日以内の中で一定の在宅系のサービスをご利用なさった場合も、これは対象にしようといったことにしておりましたが、今回国の方で、この地域支援事業自体の要件が明確化をされました結果、国の方では10日以内でないとは認めないということになりまして、本市の要件とずれが生じました。その結果、本市、もともとこれは介護保険の中で事業としてやっておったわけ

でございますが、この中ではちょっと対応できないだろうと。

一方では、残念ながら、これ、厚生労働省所管の諸制度によくある話なんでございますが、年度入ってから、年度が変わってからいろんな情報が、あるいは方針が県を通じて判明をいたしまして、これは、済みません、市の担当が幾らアンテナを高く張っていてもなかなかこれを察知できない、状況の変更といいますか、多分本当に年度が変わってから制度改正の内容をお決めになったんだと思いますが、そういった情報がございまして、これ、年度の途中で、今まで家族介護の慰労金として対象になっておられたご家族に対して、国の制度がこうなったから、もう介護保険の中では対応できませんので打ち切りますよということを、本年度においてはやるのは不適切であろうということで、名前の方にも（緊急）と入れておりますように、緊急対策として、一般会計で対応しようといったことに今回はさせていただいたものでございます。

したがいまして、委員の方からお問い合わせございましたが、一般会計で今後ずっとやっていくのかということにつきましては、本年度のこのタイミングの補正をお願いすることにおきましては、まずは本年度内に緊急でそういったことがあったので、現場の対応について混乱を生じないようにということで、まさに緊急対策といたしました。来年度以降につきましては、当初予算の審議の中で慎重にご審議というか、ご相談をさせていただきたいと、現時点では、そのことについては明確にお答えをさせていただく状況にはないと、こちらの方もいろいろ検討させていただきたいという状況でございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 わかりました。今まで1カ月という基準でやってこられたのを、いきなり10日という形で短縮したという、国の法律が変わったのはわかるんですけども、なるべく今までと同じような形で、できるものであればそういうような形で解釈をしていただけますように、よろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

まず予算書の9ページ、先ほど杉本委員から質問あったと思いますけども、児童館費の役務、土地鑑定手数料ということで、今現在ある幼稚園の西側という具体的な話はされてるわけやけど、今、この用地の件について、土地の所有者と交渉に当たられてるのかどうかということと、その土地の鑑定手数料、27万9,000円が補正されているが、これ、見積もりをとった金額が27万9,000円と、こういうことやと思います。ということは、この鑑定の手数料を入札をするのか、随契ですか、これはどういう考え方を持っておられるのかということです。

それから、同じく9ページの衛生費、4目の地域循環型社会形成推進事業、この中で需用費8万円、工事請負費1,600万円、この補正が出されているわけですが、既に工事の発注がされておると。現在の契約金額4,471万2,000円で契約されて、いわゆる前払い金だけが執行

されておると。この当時は5,500万円ほどの予算に対して、今言うたように、入札して約4,400万円に契約されている。この差額をどういうふうにされたのか。新たに今、1,600万円の工事費を組みますよということやけども、ちょっと私、勉強不足で、この工期が、今発注してある工期がいつまでやったんかわからんので、それを教えてほしいのと、ここで今補正を組んで、年度内にこれが執行して完了できるのかどうか。それとも補正をして、できなかつたら繰越ししまんねんということで補正予算計上されたのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それから、農地費の10ページ、工事請負費300万円という形で今、補正が上がってきておるわけですが、これはどういう内容になっておるんかわからんけども、緊急に工事が必要になったんか、それとも、いわゆる大字要望で上がってきて増額をされるんかということをお聞きしたいというふうに思います。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの岡本委員のご質問、土地鑑定手数料に関します部分につきまして、回答させていただきます。

まず土地鑑定手数料、こちらにつきましては、見積もりをとらせていただきました金額でございます。あと、この後どのような形で契約するのかというところをお問いただしましたが、この件につきましては、今までこういったことを経験されている課及び管財とよく検討させていただいて、しかるべき手続で進めてまいりたいと考えております。

次に、こちらの土地について、今までの交渉についてのお問いでございました。そちらにつきましては、先ほど少し述べさせていただきましたが、既存の施設の中で利用するところとかが難しくなっております。その中で、どの場所がいいのかというのを内部的に検討をいろいろ重ねる中で、このように土地を購入してそちらに建設するというのではどうだろうかというところで、検討をしているところでございます。それにつきましては、やはり土地の所有者の方との十分な協議が必要となってくるところでございます。何度かお会いさせていただいてるんですけども、私どもの方からはこういった経緯で考えているんですけども、ご協力いただけないでしょうかというところでお願いに上がっております。前向きに検討しますよというお答えまでは頂戴しておりますので、あとは鑑定をいたしまして、金額的なことでありますとかになってこようかなとは考えております。

以上でございます。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、ストックヤードの平成30年度当初予算として5,800万円をいただきました。工事が翌年度に及んでしまうこととなったため、当初予算5,800万円のうち、前払い金の上限10分の4である2,320万円を平成30年度に執行する予算とし、10分の6である3,480万円を今年度に繰越しさせていただいております。そして、新たに今年度は1,500万円の当初予算を外構工事としていただいております。

平成30年度では、3月28日に4,471万2,000円で契約を締結させていただきましたので、10分の4である1,788万円を前払い金として支出させていただいております。1度目の入札が不落となり、3月28日の契約成立となったことから、5,800万円の10分の6である3,480万円は繰越しましたが、2,320万円から1,788万円を減じた532万円については、スケジュール的に3月補正に間に合わすことができませんでした。

電気設備工事につきましては、当初建築工事の中に含まれておりましたが、3月4日の入札が不落になったため、3月27日の2回目入札の契約成立の機会を高めるため設計を見直し、電気設備工事を除外しました。その結果、3月28日に建築工事の契約が成立しました。本来であれば除外した電気設備工事の予算を繰越しをする手続きをしなければなりません。スケジュール的に3月補正に間に合わず、予算処理が十分対応できませんでした。今回、その電気設備工事も今回の補正に含まれています。

それと2点目、工期ですが、12月10日までを建築工事の工期として見ております。

そして3点目ですが、補正して年度内に完了できるかどうかにつきましては、今のところ年度内に完了できる予定でございます。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

今回計上させていただいておりますのは、長尾区の峯阪池でございます。当初予算にて計上させていただく予定ではございましたが、予算の精査の結果、当初予算の計上を見送った経緯がございます。現地再調査の結果、堤体法面の浸食が見られ、早急に対応したいため300万円の補正予算を計上させていただいております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ回答していただきました。

まず、私が聞くのはその土地の鑑定の関係やけど、管財課と相談しますと、こういう話をしてるけども、見積もりをとってるということは、Aという業者に見積もりをもらっているわけやろう。Aという業者から見積もりをとってるということは、入札するときに必ずAという業者を入れるわけやろう。それを入れないで入札をするのですかということになる。せやから、子育て福祉課は、そのようなことに精通してないと言われるが、葛城市には、いわゆる事業課もあるわけやから、例えば鑑定料はどうして計算するのかとか、例えば土地の面積が何平米あって、その土地の鑑定をとろうと思ったら幾らぐらいの手数料が必要なのかということ、事業課はみんな計算してる。

それと、言うたら悪いけども、この27万9,000円、道の駅の鑑定から見てきたら、どの業者で見積もりをとったのか知りませんが、非常にこの鑑定は安い。せやから役務の手数料についても、きちっと計算式があるわけやから、役所の中で計算して要求してほしい。業者から早々と見積もりをもらう。正直に言うてはるんやから、それはええわけやけど。それは完全に間違いとは言わんけども、あんまりええ方法ではない。せやから、随意契約やというふ

うになるんか、指名競争入札でやったとしても指名競争の中に必ずAという業者が入るはずやと。その結果、Aという業者が落札したらどうなる。そういうことをきちっと、やっぱりやってもらいたいということをお願いしたいと思います。

それと、用地交渉についてはある程度、今の話であったら、同意まではいかんけども協力したろうという話になっておるわけやと思います。ほんなら、結局今のところで平成31年度予算では補正で鑑定料が上がってきてあるわけやけども、令和2年度中に用地買収をして建物が建つのか、あるいは、いや、そこまで行きませんと。とりあえず用地だけ確保して、建築は未定ですということになってあるのか。やはり土地を買収するという結論が出てあるということは、少なくとも今年に用地買収をします。次年度の年度始まったら、設計に入りますよと。工事ができるんなら、工事もやりますよと。あるいは設計だけで1年かかります、工事は次の年にしますということで計画を持ってはるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、いわゆる地域循環型のやつやけども、いろいろ詳しく教えていただきました。電気工事が残っているというのは聞いてるわけやけど、これは実際に発注してないということやな。今、約4,471万円で契約してるけども、電気設備工事は執行はしてませんよと、こういうことやねんな。ほんなら、今、3月27日に2回目に入札をしたわけや。1回目、不落になった。その理由が、業者がおらへん。それでどういう形で電気が削ったんか、電気を入れることによって業者の選定が変わるんか、それは、私はそこまでわかりません。せやけども、削ったということは設計金額に問題があるということやと、私はそう思ってます。せやけども、その電気を、正直に除外したと言うてはるわけやから、その電気工事をいつ発注されたんか、あるいはこれから発注されるんか、今のこの補正を入れて今年度で約3,100万円の工事になるわけやけども、これで補正予算が通ったら、その3,100万円の中で補っていくのか。

それと、もう1点言うたら、今、当初予算と補正予算合わせて3,100万円を増額する、なぜ増額をしなければならないのか。今ある建物で、今ある機能というのか、目的が達成できないのか。やっぱり前年度で難儀をして、計画を立て、今までやってきた。それで約4,471万円で契約ができた。私はこの金額でこの建物が機能を発揮できると解釈してます。しかし、この3,100万円というような大きな金額をプラスをして工事をしなければならないということに、何かあるんかなということをお聞きしたいと思います。

農林については、今課長の方から話がありましたように、当初予算に計上しとったけども見送ったと。再調査した結果、これは早急にしないと危ないということで補正をすると、こういう解釈でええわけやねんな。また、もう一度お願いします。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

岡本委員のお問いでございます。計画は持っているのかどうかということにつきまして、お答えさせていただきます。

計画は私ども課の中で検討いたしまして、素案でございますが、持っております。その

中で、今年度につきましては用地確保の努力を重ねるということでございます。翌年度につきましては、開発協議、確認申請等を含みますので、そちら及び設計、造成までできればという考えでございます。令和3年度には建設というところを、一応素案といたしますか、課の方で計画的なものは考えております。

以上でございます。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

先ほどの岡本委員のご質問ですが、平成31年3月4日の入札が、指名業者4者中3者が辞退したため中止になり、3月27日の2回目の入札での契約成立の機会を高めるため、設計の見直しを行い、経費率の変更及び電気設備工事を除外しました。その結果、入札が成立し、契約に至りました。電気設備工事を除外したため、別途発注することになりました。

その電気設備工事の発注ですが、電気設備工事に取りかかるタイミングとしましては、7月の基礎工事と並行して電気配管等の施行をしないことには、壁や床、基礎等に余分な工程がふえ、変更工事が発生する事態となります。それを避けるためには、6月中旬には業者を決定しなければならなかったのですが、5月29日の入札を予定しておりましたが、4者中3者が辞退し、入札が中止になりました。2回目の入札を実施すると、契約が1カ月以上おくれることになり、また、施工監理者との打ち合わせ協議もしなければならず、それを考慮すると7月の基礎工事に間に合わなくなり、建築工事と電気設備工事ともに支障を来すこととなります。そのため、選択肢としては追加・変更契約するしかなく、電気設備工事については6月11日に1,178万9,280円で新和建設と追加・変更契約をさせていただきました。ストックヤード建築工事と並行しての施工になります。

それと、2点目、補正の増額の内容につきましてですが、まず1点目に、ストックヤード新築工事着工後に施工する杭の位置変更が生じたことにより、基礎ベースの範囲が増加したことにより約20万円、さらに、掘削中の土中から当初想定していなかったがらごみが出てきました。このことによる土とがらごみのふるい分け及び処分費用が必要となりました。これで430万円。今後行わせていただく外構工事の掘削においても、これまでの工事、掘削土中同様に、がらごみが出てくると思われますので、それらのふるい分けと処分費用として、約430万円。そして外構工事の道路勾配、舗装、雨水排水について、見直しをお願いしたい分として、約330万円。最後に、室内照明及びシャッター、減容機の動力源の施工、剪定枝、破碎機、発泡スチロール減容機等の電気設備工事費の不足分として、約380万円。合計1,600万円の補正をお願いするものです。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 これ、3回目ですので、今になってそんな答弁してもらっても回答をもらわれへんけども、今、ずっと聞いていたら、変更、変更で工事を執行していくという答弁であった。電気設備工事が不足するとかがら出てきました、杭の位置が変わりました、そんなん、当初の設計のときにボーリングもしてあるやろうし、そんなことはわかっていたと私は思います。

それと、外構工事のことも、今聞いていたら、指名競争であろうと一般競争であろうとできないという結果がもう出てある。そういう発注が果たして正しいのか。この工事については、いかに部課長がいろんなことを見ながらやってもらっているのかどうか、やっぱり、それは議員さん、みんなしっかり見ておられます。こんなことされたら、補正予算通さんかい、通ったらわしら自由にしまんねん、そうとられても仕方がないと思う。答弁もらえませんが、それは愚痴と思って聞いてくれたらええけど、こんなやり方されたのでは、真剣に審議したって、通ったら自由に使える、これが今の葛城市の体質や。私はこういうことをやめてもらいたい、変えてもらいたいと思って、同じことばかり言うてるわけや。それは職員らにしたら嫌みやろう。私は直してほしいと思って言うてるけど、何遍言うたかて繰り返して、こんなひどいことも平気でやる、これが葛城市、私はそうとしか理解できません。

下村委員長 いろいろ問題がありそうですけど、この件に関してはもう3回質疑されておりますので。
(発言する者あり)

下村委員長 副委員長。

増田副委員長 私も関連でお聞きをします。

ストックヤードの建設に関した今のご答弁の中で、土中にがら等が出てきたということでございます。もう一度この建設当初の準備段階でボーリング調査もされてると思うんですけども、その調査の中で、そういうものが見当たらなかったんか、発見できなかったんか、それをまず1点。

それから、8ページのいきいきセンター管理運営費でございます。私の記憶が間違っていたらあれなんですけども、過去5年ぐらい前から、このいきいきセンターに関しては各所で、補正等で修理が重なっているような記憶がございます。今回も、緊急でお風呂がトラブルだったということでございますけれども、ちょっと頻繁に補修修繕を繰り返してると、こういう印象なんですけども、ちょっとわかりましたら、過去5年ぐらいのここの施設に関する補修修繕の実情についてお聞かせ願いたい。これ、公共施設の今後のあり方等にも十分考えていかない問題もかかわってくるのかなと思いますので、ちょっと教えていただきたい。

それから、児童館費です。土地鑑定手数料27万9,000円、この答弁を聞かせてもらったら、そもそも論を私なりに解釈すれば、新庄学童保育所の許容量が手狭になっていると。なので、増築の必要があると。道路の拡幅の関係もあるのではないかというふうに推測するんですけども、それがまず出てきて、学童に貸していた教室を返してというふうな話になったので、新たに学童を建てなければならなくなった。そういう流れかなと思うんです。小学校の今後の増築・改築に関しては、まだ不透明な部分があるので、早いめの手だてをされてるのかなと思うんですけども、今回の補正では鑑定料27万円だけしか出ていないので、例えば2階建ての、何平米ぐらいの、大体総額でどのぐらいの金額とか、ざっとしたイメージだけでも、ちょっと教えていただけたらなと思います。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

ストックヤードのボーリング調査のときながらごみが出てこなかったのかという件ですけ

ども、当初それを調査しましたときには、そういうがらごみは出てきませんでした。

以上でございます。

下村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 いきいきセンターの中井でございます。

過去何年間かの修繕の経緯ですけれども、修繕の主なものにつきましては、確かにこの5年間におきましてボイラー、空調関係、水漏れ関係、備品修繕というのが主なものになっております。分析いたしますと、ここ5年間では平成27年度が75万円程度、平成28年度で128万円程度、平成29年度で219万円程度、平成30年度で148万円程度となっております。最も今までの中で多い年の平成29年度につきましては、陶芸の窯の故障のために、百数十万円の執行をいたしました。その他、予定しておりました修繕以外に突発的な修繕として、風呂の循環ポンプやろ過ポンプ、消防設備点検結果に基づく修繕などを執行いたしました。

まだまだ修繕しなければならないところもありますが、平成31年度で耐震診断を行ってございまして、その結果を待ちまして、修繕箇所の優先順位を精査していく必要があると考えておるところでございます。

下村委員長 巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。ちょっと補足させていただきます。

今、中井課長の方からいろいろ過去の経緯も説明ありました。確か増田副委員長からも以前、今後どうするねんというようなお話もいただいたかなと思います。耐震診断等も現在、やっていると。それと、いろいろボイラー関係、それから空調関係、それから恐らく近いうちに全面改修とかということも出てくるし、耐震もしなければいけないと。その辺がもう近々に迫っているのではないかなというふうに考えております。それで、あと、今年の補正予算の900万円の内容、この辺をちょっと今、説明をさせていただきたいと思います。今回、900万円というのは大きいお金ですし、この辺、ちょっと内容を知っていただいていた方がいいかなと思いますので、ちょっと補足説明をさせていただきます。

今回、補正予算と計上させていただいてる内訳でございますが、現在入浴を休止している浴場の方のろ過機、それからろ過機の中に入る前に、ヘアキャッチャーという部分があるんですけども、髪の毛等をとる部分でございますが、それとあと、配管関係であったり熱交換機であったり、今休止している方の浴場に関する設備一式ということでの工事費でございます。

この工事が必要となった経緯について、ちょっとお時間をいただいて説明させていただきたいと思いますが、実は6月26日に、年2回行っている水質検査、これの結果が届きました。その中で、2つの浴槽の中の1つの部分で、1つの浴槽の中のレジオネラ菌の基準値、これが通常であれば正常値が、基準値が100ミリリットル中に10CFU未満という1つの基準があるんですけども、これに対し、結果が10CFUちょうどでした。せやから、未満という基準から言えば、10ちょうどでも基準値を超えてるという形になります。このCFUというのは、Colony forming unitという略なんですけども、コロニー形成単位というのを示すことです。簡単に言いますと、今回の検査結果では100ミリリットル中に10

コロニーという集団的なものがあったということになります。これがそれ未満でなかったらだめですよというのが基準値でございます。こういう中ですぐさま、こういう基準をわずかでありますが超えましたので、保健所の方に連絡を直ちにさせていただいたということと同時に、入浴を中止させていただいたという経緯がございます。

このような中で、保健所の方もすぐさま来られまして、いろいろ見ていただいたわけですが、単純に今の基準値だけのオーバーであれば、その後管洗浄を行って再検査して、また保健所の方にも届け出させていただいたら、すぐさまそれで問題はなくなるわけですが、実際に保健所が来られて、そのろ過機等の状況とかを見ていただいた中で、あれ、ということに、実はなりました。と申しますのが、ちょっと話は長くなりますが、いきいきセンターというのは旧町のまだ合併前に、昭和55年4月にオープンしてると聞いてます。もともとその開設当時は男女別の普通の浴場ということで、そのろ過機は2つの浴場で1つであったというふうに聞いております。その後、平成9年4月から風呂のリニューアル工事をされたというふうに聞いております。

その際に、当時トロン温泉というのがはやってあって、1つの浴場のほうをトロン温泉化するということで、ろ過装置も2系統に分けて、消毒方式も、通常であれば塩素系の消毒なんですけども、トロン温泉の方はオゾン系でしなければならないというような形でありまして、オゾン系として分けて、翌年2月に完成して再開されたというふうに聞いております。トロン温泉というのは、通常24時間風呂ということで、水を入れかえない。トロン鉱石といいますが、何か袋に入ってる物質やと聞いているんですけども、これを浴場内に、24時間、お湯の中にトロン成分が溶け込んでいくというようなやり方だそうです。それをオゾン消毒して、ずっと24時間、水を入れかえずに使っていくというような形です。これがトロン温泉ということでございます。

それ以降に全国的にレジオネラ菌による死亡事例というのが、一時期出ました。そういうようなこともあって、正確な時期はわからないんですけども、確か平成12年度以降やと聞いているんですが、これもちょっと確証できません。このような理由で、トロン温泉は実は廃止されたというような事実がございます。

その後は毎日水を入れかえて、換水して、消毒もオゾン系から塩素系に、両方ともかえられ、普通の浴場として現在まで至っているというようなことでございます。

先ほど、保健所の方が来て、「あれ」と言われたことが、何かと申しますと、今中止している方のろ過装置の方が、簡単に言うたらトロン温泉の当時の形のろ過装置に、そのまま使っておったということです。本来、今、いろいろ法律的に言うたら、公衆浴場法であったり、またそれに関連する施行規則であったり、奈良県条例であったり、レジオネラ菌に対するマニュアルであったりとか、いろいろあるわけですが、その中でやっぱり正しい形にしなければいけないということで、本来ならそのろ過装置も、その当時のトロンの分じゃなくて、普通のろ過装置をつけなさいよと、その普通のろ過装置というのは、ろ過機の中に砂が入っていたり、珪藻土が入っていたり、フィルター方式であったりというような、そういう基準がございます。そういうような形の中で対応していくというのが、本来の形です。

保健所の方と相談しまして、基準に合った形でちゃんとしてオープンしてくださいという、とにかく直してくださいということで、今回補正させていただいたということです。工事の概要は、通常のろ過装置をつけて、ヘアキャッチャーも、ちょっとトロンとまた違うような形になっておるので、その辺。それと、あと配管も全部やり直してくださいという指導も受けておりますので、一式全部かえるのに900万円程度かかるというような補正予算をさせていただきました。ちょっと増田副委員長のご質問とは離れる部分があるかなと思いますが、これが工事概要です。さらに、また先ほど課長の方も申し上げたように、今年耐震診断をやっておるといような形の中で、それが耐震診断として不適合な部分があれば、今後いろいろその辺の経費、また耐震工事とかいうことも必要があろうかなと思いますが、まだ正確な結果は出ておりませんので、その辺についてはお話しはできませんが、今回ちょっと、補足として今回の補正内容について、追加で説明させていただきました。

以上でございます。

下村委員長 詳細な説明、ご苦労さんでございました。

井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。増田副委員長のお問いにお答えさせていただきます。

先ほど、委員の方から、まずは現学童が手狭になったのかというお問い合わせでございました。そちらはおっしゃるとおり、新庄学童は120人規模のキャパで現学童が建設されております。で、今年4月の入所申し込みも250ほどございましたので、まずもって現存の学童保育施設だけでは運営できない状態になってございます。その中で、数年前より学校施設をお借りして運営しております。そちらが図書館の1と、今年度からは図書館の2もお借りしております。これを合わせまして、100人ぐらいのキャパになると思うんですけども、そのような状態でございます。

そのような中で、政府はまず空き教室を利用しなさいという指導でございますが、新庄小学校におきましては空き教室がない中で、そういった特別教室をお借りしている。やはり、児童の方でそちらの部屋を使いたいというときには、支障が出るのかなと思う中での運営をしているところでございます。その中で、私ども、いろいろ検討させていただいた中で、増田副委員長がおっしゃいました道路の拡幅に伴う云々というところも、もちろん入ってくるわけでございます。その中で、10月から無償化ということになりますし、共働き家庭も、今後ですけども更にふえるだろうし、住宅開発も進んでる中で、これはどうしていくのがいいのだろうかというところを検討させていただいての動きということでございます。

それで、学童の規模的なことについてお問い合わせいただいたところでございます。こちらは昨年度、1つ完成しております磐城学童保育所の部分を例にさせていただいて、想定のところでございますが、お答えさせていただきたいと思っております。

昨年度、磐城学童保育所を建設して、この4月1日から新しくお子さん、そちらで学童保育をしているんですけども、昨年度の決算的な部分になります。金額でいいますと、造成に係る部分が約3,000万円、そして施設整備工事に係る分が約1億5,000万円から6,000万円

の間でございます。キャパが160人のキャパで建設いたしました。今後の、そこに當麻学校給食センターの解体撤去工事というのは、これは別にまたかかっておるんですけども、今後の建設の想定といたしましたら、先ほどの造成に係る部分及び建築に係る部分が参考になるのかなと思います。

今後の計画につきましては、できれば200人キャパで建設できないかなと思っております。160人に対して1.6億円でございます。ただ、消費税も上がっておりますし、資材的にも高騰しているようなことも聞いておりますので、それがどのような形になるかなと思っております。

以上、想定のところでお答えとさせていただきます。

下村委員長 市長。

阿古市長 この話は、学童保育所が葛城市になってから、実は新庄校区も忍海校区も整備されたんですけども、やはり容量といいますか、想定してた人数よりか非常にふえてきている、その中で磐城校区の方は幼稚園の建替え、耐震補強等がありましたので、整備が終わったわけなんですけども、整備が過去に終わってるものの、やはり容量を上げないといけないというところから、実は始まっております。それで教育委員会とも、あのエリアといいますのは、小学校、幼稚園、それと子ども未来創造部の施設である学童保育所、複数の施設がありますので、その調整をまずする必要があるという話をしました。

その中の1つの案として、幼稚園の道の西側のエリアも1つ、整備のエリアとして考えられないのかというところから始まった話でございます。ですから、実は最終的な確定した案ではございません。今、その可能性のある種模索する中での手続をしている。それと、内部的には複数の案を持っているということです。当然、かつての新庄給食センターの跡地、今、仮の駐車場になっておりますけども、将来的な小学校の建築用地として確保しておく必要があるのかも含めた中で、今の学童保育所の場所も含めて、そこで、複数の案といいますのは、そこに増築する案や2階建てにする案も、いろいろ、複数の案を持つてるといことなので、事業自身が実は確定してるわけではないんですけども、ただ、急ぐようにという話はしておりますので、補助金等もありますので、いろんな検討の材料として、今回西側の土地の鑑定料の予算計上をさせていただいたというご理解をしていただければありがたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。ご配慮いただきまして、ありがとうございます。

先ほど、岡本委員から予算の計上執行について、いろんなご意見を賜りました。全く委員のおっしゃるとおりでございます。まずは地方自治体というのは、これはやはり予算主義でございますので、予算の計上においてしっかりと議論を尽くす、その上で計上した予算を適切に執行していく、これは委員ご指摘のとおりでございます。それにつきましては、引き続き葛城市として精一杯頑張りたいと思いますし、議会にも丁寧な説明を心がけてまいりたいと思います。

その上でございますが、なかなか、残念ながら個別の事案につきましては、予算どおりに進めることができない場合もございます。お問い合わせをいただきましたリサイクル施設につきましては、もちろん現場での地元とのいろんな話し合いの中での計画変更等も含めて、当初の計画からはかなり執行の状況が変わってきておるとい、いろいろな状況もございます。今回、予算執行が当初の予算のとおりいけなかったことにつきましては、担当課の準備、研究、あるいはいろんな形の推察、推測の不足の部分もありましょうし、また電気工事も含めた業者との契約につきましては、これは何度も入札のチャレンジをして、不調であったということにつきましては、これは社会情勢の部分もございましょうけども、それと合わせまして、今回の個別の事由につきましては、環境省と歩調を合わす、言ってみれば国の予算と歩調を合わせながらやっていかなければいけないということもございましたので、そういった意味におきましては、各段階で最善の選択を図りながら、先ほど担当課長も申し上げましたように、最終的には手続をした中で、工期も間に合う形で今、進めております。

そういった意味におきましては、これは繰り返しになりますが、岡本委員ご指摘の部分については真摯に受けとめながら、今後も進めてまいりたいと思っておりますが、一方では一事が万事といいますか、この個別の事案をもって市政全体の市政運営がいかげんな予算執行をしているのではないかとといったようなレッテル張りのようなご発言をされることにつきましては、これにつきましてはそのとおりでございますと認めるわけにはいかないと思っております。いずれにいたしましても、今後とも適切な予算執行を心がけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 スtockヤードについては、ボーリングをしたときはガラが出なかったが、工事やったら出できた。どっかで聞いたようなお話でございますけれども。これ、たまたまこういう形で、市の建物工事だからちょっと処分代が必要になりましたで済むんですけども、これ、道の駅のときのお話のようなことになると、補償問題とかそういう問題にもつながるし、私、そのボーリングの調査の業者を責めるわけやないですが、出なかったのにあったということ、このまま、そうですかとなかなか聞き流せないような問題かなと思うので、後日で結構でございますので、その辺のところ、もう少し内容についてお聞きをしたいなと思っております。

それから、2点目のいきいきセンター、巽部長の方から、過去の温泉の施設というふうなこと、それから保健所の指導というふうなことも含めて、今回そういう機会に更新しよう、こういうお話でございましたけども、それはそれとして、私が過去5年間をお聞きしたのは、毎年いろんなところで老朽化による修繕費がかかってくる、これは古い施設の避けて通れない状況かと思うんですけども、どこかで大きな決断をしなければならぬ施設の1つであるのかなというふうに思いますので、長期的な計画の中で、どのように今後変えていくかというのは、総務建設常任委員会も今回、岐阜県の公共施設マネジメント研修も行きまして、その辺の今後のファシリティマネジメントを進めていただく意味でも、更新も含めて検討していただく必要があるのかなというふうに思います。

それから、児童館です。これも私、この計画というのは、この鑑定料の補正予算が出たと

き、全くそういうことを想定もしてなかったもので、そうかと、あそこにそういうのを建てるのかということからスタートしてるんですけども、市長がおっしゃられてる人口5万人構想を目標にということをおっしゃられて、私もやっぱり人口をある程度ふやす、これは市にとって非常に大切なことやというふうにも思います。ただ、それに伴う、市としてやらなければならないいろんな負担といいますか、その一番に考えていかなあかんのが、教育施設の投資であると思います。そういう意味では、新庄の教育現場エリアを、今後どう確保していくべきか。ここに立ってのお話やというふうに思いますし、先ほど井上課長の説明もそういうふうなことであるというふうな解釈をいたしましたけども、できましたらこの施設の説明の冒頭に、そういう今後の、あのエリアの教育現場の全体構想の中の1つとしてまずこれを、その次に小学校をどうするんだと、こういうご説明をいただけたら非常にありがたかったかなというふうに思いますので。

ご答弁あったら、していただいて結構です。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。ボーリング調査の結果につきましては、またこちらでちょっと資料等精査しまして、また後日報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 まだ実は、全体構想というところまで案は固まっておりません。まず今、1つは学童保育の容量が足りないという、それに対する対応の仕方と、それと中道・諸鍛線、今西側の道が拡幅工事を将来的にやっていく、その中で新庄小学校の学舎といいますか、建物を削っていかねばいけないうということも考えた中での打ち合わせといいますか、まだ素案の段階です。この西側の土地、これは多分、新庄町の時代も同じことを考えられた時期があったと思うんです。幼稚園の西側の土地が、たまたまといいますか、あいておりますので、それを確保できるのであれば、エリアとしては非常によい。幼稚園、小学校、学童保育も入れて、非常にすっきりとしたエリアになるのではないかという1つの素案の中での検討材料として、今回鑑定料を入れさせていただいたという段階なんです。ですから、これから人口の話もあります。いろいろな観点から、あるエリアの計画を固めていく必要は、委員おっしゃるとおり、あるんやと思います。その案といいますか、ある程度条件がわかっただけでしたら、また議会のほうにご相談させていただきたいなと思います。

以上でございます。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 市長からもご答弁いただきまして、とりあえず学童ということじゃなしに、私が最初にも言いましたし、今、市長もおっしゃられてた中道・諸鍛線の問題も、それから近隣でミニ開発等で人口増が非常に目立っておるエリアでもあるし、その辺の教育施設の充実というふうなことも含めて、こういうことになったというふうに私も理解しておりますし、120人で手狭になったということだけのお話ですと、？、となってしまうので、ある程度、磐城のエリアもそうございましたし、今回もそうですけども、長期ビジョンであったり計画の

中にないハード事業なので、その辺のところをある程度、計画立てていただいて、総合計画であつたりそういうところにも十分盛り込んだ計画の範囲の施設かなと思いますので、今後ともそういう事前のお話を聞かせていただいたらありがたいなと思います。よろしく願いしておきます。

ストックヤードの、これ、ちょっと調べておいてください。お願いします。業者が悪いのかということじゃないと思うんです。そうなった経緯については調べる必要があるのかなと思います。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと今、入札に関係することが出てきておりますので、その件についても一度、確認の意味で質問させていただきます。

必ずしも副市長がおっしゃったように、一事をもって万事をはかるようなことではありません。具体的なところでどういう問題が生じて、それがどうだったということを今後生かしていきたいと思いますので、私も一般質問で入札問題について取り上げました。入札契約改革についてです。政府の方も入札監視委員会の設置なども、ずっと政府の方としても地方自治体に求めているところでもありますので、個別具体的なところを、トラブルがあつたらそれについてきちっと、やっぱり認識しておく必要があると思いますので、再度よく理解できなかったところがありますので、お伺いします。

1つはストックヤード建設事業の件につきましてですけれども、当初入札が不調に終わったので、電気工事の部分を外して入札するということをしたと。でも、結果としては1者のみ、結局は1者のみの応募しかなかったということなんでしょうか。つまり、電気工事を外せば入札が成立して、それで行ったということによろしいのでしょうか。

それから、要はこの電気工事の場合については、実は入札したけれども、これは1者の応募しかなかったから不調になったので、それで、言ってみれば契約変更という形で、当初の業者と契約変更という形で、この電気工事もそこに含めるという形で基礎工事に間に合わすということで行われたという理解でよろしいのでしょうか。そこをちょっと1つ、確認させていただきます。

それからもう一つは、学童の件でありますけれども、岡本委員が尋ねたところでありますけれども、要は土地鑑定価格についての金額が出ているわけですがけれども、予算計上されているわけですがけれども、既にもう見積もりをとった金額ということで、細かいところの数字まで出ているところでありますけれども、この見積もりをとった業者に、多分この金額からすると、そんな高い金額ではないので随意契約になるのかと思うんですけども、この随意契約に当たっては、再度見積合わせみたいなことをされるのかどうか、それとも1者随契みたいな形でやると、聞いたところにそのまま随契ということになるわけですから、ちょっとそこら辺はどういうことになってるのかということをお聞きします。

以上、2点です。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

ストックヤードの電気工事の件でございますけども、平成31年3月4日の新築工事の入札が、指名業者4者中3者が辞退したため中止になり、3月27日の2回目の入札での契約成立の機会を高めるため、設計の見直しを行い、経費率の変更及び電気設備工事を除外しました。その結果、3月28日に建築工事の契約が成立いたしました。

下村委員長 副市長、ちょっと答えてもらえますか。

松山副市長 副市長の松山でございます。

環境課長が申しあげましたご答弁も含めまして、少し繰り返して説明いたします。それと、委員からのお問い合わせでございますが、そもそも残念ながら、昨年度いろんなことがありました結果、この契約の入札自体が日程的に非常に綱渡りでございます。議会の日程とあわせて、もう一度委員の皆様のご記憶も思い出していただきながらご説明をしたいと存じます。

まず結果、1回目のこの入札自体は3月4日でございます。この3月4日につきましては、当然電気設備工事も入って建屋全体をやると。建物でございますので、当然の形なのでございますが、この形でやったわけでございますが、指名業者4者中の3者が辞退をいたしましたため、入札が中止となりました。これが3月4日でございます。このときの3月定例会、これは3月7日に開会をしております。実は休会中も、私が業者選定委員会の委員長もしておりますので、私の方も含めて、あるいは重要案件でございますので、庁内でいろんな意見を聞かせながら、じゃあ2回目はどうやったらいいんだろうかということについて、いろんな検討をいたしました。

その中で、これ、通常ではありえないのでございますが、やはり予定価格をもっと上げないと応札の業者がないのではないだろうかということも含めていろんな検討、設計の内容の仕様の見直し等も含めて検討したわけでございますが、そこにつきましては最終的に入札の手続の透明性を、金額を上げることによってランクがまた変わったりとか、指名の業者のグループが変わったりとか、いろんなことがしてもややこしくなりますので、そこにつきましては、最終的にはこれは建物の中で電気設備のない建物、これはございませんので、今回追加契約いたすわけでございますが、あくまで入札の手続を遂行すると、その上で年度内に一番メインの建築の業者につきましては、これは決定をしたいという思いの中から電気工事を外すという形で、これは、です。手続的な手法の1つとして、電気工事を一旦外した形で業者の指名をしてやってみてはどうかということをやったのが2回目でございます。

この結果、5者の指名をいたしまして、この2回目の仕様の見直し、電気工事を外して建築だけ残すという形の仕様の見直しをした上での入札の実施をいたしましたのは、これは3月27日でございます。この3月27日というのは、議会の最終日でございます。この中でこういった手続をいたしましたので、その結果、結果的に当該年度、平成31年度の予算の執行といたしまして、当初は予算計上していた中の、予定をしていた契約ができたとしてその4割は前金払いとして執行するという形で、残りの金額を繰越しをするという形の3月の補正予算としての繰越明許費の予算、並びにもともと次年度にする予定でございました外構工事を

中心としたもろもろの予算につきましては、これはもともと当初予算として計上しておりますので、そのそれぞれを3月議会の、3月7日初日には予算案としてそれぞれ提出をさせていただいておりますが、その予算執行と現在のいろんな手続の中で、多少の差が出てきたものについて、今回補正で議論していただいているといったことをごさしまして、そういった時系列になっておまして、ですので、基本的には電気工事を外した中でもう一度金額を下げて指名競争入札2回目をやり直しをさせていただいたと。基本的には、2回目をやったときにつきましても、指名の業者のうちの、前回4者でしたが、2回目5者でいたしました。中では重複している業者プラス業者数の数の問題で、新たに追加もした業者もございまして、その中で競争していただいたといった手続の順番になっております。

以上でございます。

谷原委員 2回目の5者で入札が成立したわけですね。

松山副市長 そうです。2回目、これで入札が成立をしております。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか、谷原委員。

谷原委員 もう1点について回答がまだもらえてないです。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。谷原委員のご質問にお答えいたします。土地の鑑定の手数料の中で、せんだって岡本委員からご指摘いただきました部分について、今後どうしていくのかというお問い合わせをいたしました。

まず、今回手数料見積もりをとったわけなんです。こちらにつきましては、入札担当課ともちょっと相談もさせていただきながら、鑑定業務で指名願を出しておられる中から土地の鑑定に特に詳しいといわれているところをお願いしたわけでございます。ただ、先ほどご指摘いただきましたようなところ、危惧できるところでございますので、そちらにつきましては、ある意味私どもの課だけでは知識不足のところもございましたので、いろいろな横の連携を図って、関係する部署と数回会議させていただいて、勉強させていただいて進めている中でございますので、今後も私ども1課のみということではなく、ご指摘いただきました点もしっかりと受けとめまして、今後の対応につきまして進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。電気設備工事につきましては、1回、入札を行いました。が不落になりましたので、建築工事との兼ね合いもありますので、変更契約で対応させていただきました。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 スtockヤードの件につきましては、経緯についてはこれまでも、地元との関係含めて計画が大きく変わっていく中で、なかなか入札も成立しないということで、こういうことをや

られたと思うんですけども、振り返ってみたら非常に奇妙なことになっているわけです。不落だったから電気設備工事を外したと、結局、最初にとった業者がそれでまた、工事契約を変更してまた受けるということになってしまったわけですから、余り正常な形ではない。だから、こういう点では金額的に一般競争入札という方法もあろうかと思います。事務的には一般競争入札は大変かも知れませんが、業者幅を広げるとか、必ずしも指名競争入札に限る必要はないと、入札の基本は一般競争入札なわけでありますから、事務的にはちょっと大変になろうかと思うんですけども、全国的になかなか入札が成立しないというふうな建築業界の厳しい状況もあるようでありますけれども、ここはぜひ、こういう事態に陥ったことについて検討を重ねていただきたいと思います。

子育て福祉課の方からありました契約、随契の問題ですけども、1者随契というのが、もうこれが普通になってるといことになると、これは余りよくないと思いますので、そういうことはないと思うんですけども、原課でそれぞれこういう工事請負契約とか、それぞれの原課でやられて、それなりに経験がその原課の職員にあるかということ、なかなか大変なこともあろうかと思いますが、これは今後組織の問題になろうかと思うんですけども、横との連携とか、管財課等あると思いますので、そこら辺は入札契約がきちっとしたルールにのっとってやられるようにしていただきたいなというふうに思います。そういうことが、実際ちゃんとやっているとすることであればいいんですけども、そういうところがちょっと、数字の上で幾つか出てきましたので、ちょっと要望を申し上げておきます。

以上です。

下村委員長 要望ということですので、答弁はもうよろしいですね。

ほかに。

松林委員。

松林委員 ちょっとお聞きしたいところがあります。

先ほどは市立幼稚園、保育所の副食代免除対象者、この部分の内訳をお聞きしました。次に歳入です。6ページの19款諸収入、3項雑入、4目雑入で、この保育所給食代、この内訳をちょっとお聞きしたいと思います。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

こちらの方なんですけれども、10月以降保育無償化に係る部分でございます、公立3園の副食代に係る部分でございます。一応、176人ほどを予定しております。4,500円掛ける176人の半年分ということでございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 ありがとうございます。公立保育所の副食費ですね。了解です。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、10ページ、農林商工費の観光費、5,362万円補正をされてる。委託料で166万

6,000円、工事請負費5,195万4,000円ということで、この分については観光施設管理運営事業、いわゆる観光トイレを洋式トイレにするという補正予算やと思います。これは平成30年度に補助申請されたが、何箇所か採択されなかった。

ところが、今、平成30年の決算を見てますと、いわゆる設計委託料、当初100万円、今、決算出てきたら倍になってあるということは、補助金がつかなかったが、平成30年度で設計は終わってある。補助金が見つからないのに、そういう執行の仕方をしていいのか。補助事業というのは、設計も工事も一対もんや。何でそんな単費を使うていかなあかんねん。先ほど、副市長もきっちり予算執行について答弁していただいたけど、そういうやり方が正しいのか。私は不思議で仕方がない。何ちゅう予算執行をしてるねんと言いたい。

観光トイレの設計がしてあるとしたときに、ほんまに補助金がついてこんかったんか。それとも、補助金について設計をしたが、返しましてんというふうになったんか。設計まで補助金はつかなかったけども、来年は補助金がつくやろうと思って設計しましてんということになってあるのか。やっぱりもつときちつとしたことをやってもらいたいと思うから、私はやかましい同じことを言うてます。

この補正予算、恐らく27日に可決される。それからの段取り、いつ設計を見直すのか、どうするのか知らんけども、いつ入札をして、3月末までに終わらなあかん。ところが、今聞いてると入札は不落ばかりになっている。私は発注の時期に問題があると思っている。予算通ったら、6月、7月に発注したら不落にならない。学校のトイレ改修工事もまだ不落のままや。この5,362万円の補正予算、あと半年しかない。農林課はしっかりしているので、3月末までにきちつと執行できると私は思ってるわけやけど、執行できると答弁してもらえないと、補正予算を通されない。そこらを、大体どのような段取りで計画しているのか。

それともう1点は、さっき言うた設計委託。当初100万円を組んだ予算が何で流用して、倍にまでして先に設計をしたのか。これ、今ここで質問してよろしいですか、それは決算ですか。

下村委員長 よろしいです。

岡本委員 そういうことで、詳しい説明をお願いしたいと思います。それで観光施設管理運営事業費の補助金を計算したわけやけど、ここで国県支出金3,009万2,000円となっているが、これの事業費が幾らになるのか。この事業の補助率は55%になるのか、50%になってあるのか、農林の場合は国と県が継ぎ足すからちょっと計算しにくいと思うわけやけど、その事業費、教えてもらいたいと思います。

それから次に、予算書の11ページ、8款の教育費、体育施設費330万円、修繕料で補正してある。これも決算を見てたら、平成30年度、当初予算2,348万2,000円の修繕料を組んである。ところが、871万6,000円しか執行してない。1,456万6,000円、不用額で落ちてある。執行してない。それで、またこの9月に、新たに補正で350万円が要求されている。もう半年過ぎていて。本当にこういう予算の要求の仕方が正しいんかということ、一緒にお聞きをしたい。

それから次に、災害復旧費、保健体育施設災害復旧費、これも394万9,000円、これ、説明

を聞いていたら農村広場の防球ネットですという話。これも平成30年度予算の、繰越し措置も何もしてない。そして平成31年度予算でまた予算化してある。先ほど言うたように、工事請負費394万9,000円と千円単位まで出たということ、平成30年度で設計できてある。しかし、工事は執行しないで不用額で予算を流しました。それで今回の補正でまた上げました。こういうやり方が、ほんまに予算執行では正しいんか。私は、毎年同じことを言っている。何ぼ言っても、私に逆らってるのか知らんけども、どうもそのとおりにやってもらえない。やってもらえないから、毎年同じこと言うことになる。今、ずっと答弁を聞いたら、職員の反省は何もない。入札不落になりました、こういうことでやっていきました、日にちがありませんでした。そんな理由、私の時代は聞いたこともなかった。4月に予算が始まったら、いつの時期に発注をしなければならないのかカレンダーに書く。4月は何する、5月は何する、そのぐらいのこと書いて仕事する、私、人間古いですけども、それをやったらこんなことになりません。余りにも、平成30年から平成31年にかけて、本当にこの予算要求がいいのか、予算の執行の仕方がいいのかということ、私は聞きたい。ちょっとその辺の答弁をお願いします。

下村委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村です。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず補正についてでございますが、今回の補正につきましては、外国人観光客受け入れ環境整備事業に関するものでございまして、増加する外国人観光客の滞在時の快適性及び観光地の魅力向上等を図るための受け入れ環境整備に係る経費としての補助事業でございます。今回の補正につきましては、公衆トイレの整備・機能強化として、相撲館、それから観光駐車場、當麻寺境内内の公衆トイレ、それから綿弓塚のトイレ及び笛吹神社のトイレ、このトータル5カ所の施設のトイレを洋式化することに伴います改修経費でございます。本年7月に事業費への補助金の採択に合わせ、内示が公布されたことに伴いまして、今回増額の補正をさせていただくものでございます。また、今回のトイレの洋式化の改修事業につきましては、先ほど岡本委員が申されましたように、平成30年度の当初予算に計上されておりました事業でございましたが、測量設計におきます経過の中で、アスベストが使用されているということが判明いたしまして、それに伴いまして、その対策工事費に費用がかかってくるということでございました。

そういったこととあわせまして、一部国庫補助事業から前回対象外となったこともございまして、この平成30年度の工事につきましては延期をし、3月議会で減額補正ということになった次第でございます。今回、事業を精査いたしまして、改めて補助・適用の確認をいただきまして、再度予算を計上させていただくものでございます。

内訳でございますが、4カ所、當麻寺境内トイレ、相撲館トイレ、観光駐車場トイレ、綿弓塚トイレにつきましては、昨年度休止させていただきましたものを再度計上させていただくことに合わせまして、笛吹神社のトイレにつきましては、昨年度一部補助対象外の1つでございましたが、今回改めまして補助申請をさせていただきまして、再度採択をいただきましたので、それにつきましては設計に係る委託料と、またそれに伴います工事費ということ

で、今回予算を計上させていただきたいものでございます。発注後の流れでございますが、當麻寺境内、相撲館、観光駐車場、綿弓塚のトイレにつきましては、この予算が成立させていただきまして後、速やかに工事を発注させていただきまして、3月末までに完了できるよう努めてまいりたいと思っております。また、笛吹神社のトイレにつきましては設計がまだされておきませんので、これにつきましては補正で予算成立いただきました後に、速やかに設計についての業者の選定等の手続を踏ませていただきまして、設計につきましては年度内に必ず終えまして、少なくとも年がかわったすぐにも工事の発注に係らせていただきまして、これにつきましても年度内に必ず終えるというような形をとらせていただきたいと思いますかなというように考えております。

以上でございます。

下村委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。ただいまの岡本委員のご質問、決算の内容も含んでおりまして、今の段階での答弁とさせていただきたいと思っております。

まず、昨年10月に當麻寺境内、相撲館、それから観光駐車場、綿弓塚の工事についての国庫補助の内示をいただいたようでございます。当時の担当、それから管理職の方も異動しておりまして、書類等で見ると、10月に内示をいただいております。それを受けまして、12月に設計の委託業務を発注されております。本来であれば、岡本委員ご指摘のとおり、単費で設計委託を発注するという方針であれば、10月の内示の以降に12月補正に上げて設計委託をすべきであったと見えております。設計の契約は1月の末のようございました。当然、1月末の設計の契約でありますので、竣工が3月5日の予定、それから、そういうことであれば工事の発注が難しいということでもございましたので、工事の補助金については2月14日に補助対象事業の中止という形で事務処理を行っておるようでございます。

それを受けまして今年度、課長が申し上げましたように、補助事業としての内示が、4施設と笛吹神社のトイレの洋式化について、設計と工事の内示をいただきました。それを受けまして、今回補正予算を計上させていただいている。発注の予定につきましては、これにつきましてもスケジュールがタイトでございますので、この9月議会、9月27日最終日でございます。それをもって業者選定委員会に諮っておるようではちょっと厳しいということもございまして、9月の業者選定委員会、9月の初めにありますけれども、予算成立を前提とした業者選定委員会には諮らせていただいております。

そういうことで、この4カ所の工事の発注については、10月最初にでも管財課にお願いして入札の方を執行したい。工期については3月末を予定しております。笛吹神社のトイレ設計につきましても、9月の初めの業者選定委員会にお願いしておりますので、予算成立後、10月初めに設計委託の入札を予定しております。12月末には設計の竣工を考えております。それを受けまして、1月の業者選定委員会に諮らせていただいて、1月末契約の3月末工期という形で、笛吹神社のトイレ改修工事についても執行の方を完了したいという計画で進めております。

以上でございます。

下村委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。先ほどご質問の中の、補助率についてでございますが、ちょっと申し足りなかつたのでご説明をさせていただきます。

笛吹神社のトイレのみにつきましては、県補助のみとなっております、これにつきましては県の補助率3分の2の事業となっております。それから、それを除きます4カ所のトイレにつきましては、国の補助金といたしまして3分の1の補助、それから、その3分の1から引いた残りの分に対しまして3分の2県補助というふうになっております。なお、この笛吹神社のトイレが国庫に採用されなかつた理由といたしましては、基本的に国庫はインバウンドの数が重視されております。各施設におきましては、このインバウンドの数を本来カウントすべきところでございますが、正確なカウントができておるのが相撲館のみということでございます。相撲館以外の部分がなぜ国庫になったのかといいますと、それを巻き巻く周遊の部分に類するということで當麻寺の境内、それから観光駐車場、綿弓塚、この辺は相撲館を巻き込んでの国庫補助対象ということで採用をしていただいております。

以上でございます。

下村委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

まず初めに、体育施設費の修繕についてご説明申し上げます。これにつきましては経年劣化により破損した新庄スポーツセンターのカーテン及びそのモーター部分の修繕工事でございます。この修繕工事につきましては、今回初めて予算計上するものでございます。作動しなくなって以降、手動で開け閉めするなど工夫して利用してきましたが、カーテン部分の劣化が更に進み、カーテンを閉めて行う競技の利用者から強い要望もあったため、今回9月補正で予算要求するものでございます。体育館の北側は修繕が完了しております、今回は東、西、南、それぞれカーテンの取りかえ4枚掛ける3カ所の12枚と、モーター部分等の取りかえ修繕でございます。

それから、保健体育施設災害復旧費の工事請負費についてでございます。これにつきましては、農村広場の防球ネットが昨年の台風によりまして破損しております、利用者のボールが施設外に抜けていくこともあり、張りかえするための予算を要求するものでございます。昨年10月3日付をもって専決していただきましたが、執行できなかったため、改めて本年9月に補正予算を要求するものでございます。執行できなかった理由でございますが、昨年専決予算化しました金額が240万円、その際には必要最小限度の復旧しか見込んでおりませんでした。契約手続に至るまでの間に、職員により応急処置を行いました、予算化した以上に破損が進行していることが判明し、また応急処置を行った部分につきましても、すぐにネットが切れるような状態でございます。そのため、予算化した部分だけを修繕すると、今後また新たに破損が広がり、また新たな費用が発生することが予測されたため、昨年度修繕工事を断念いたしました、今回9月補正で上部2メートルの既存の部分を残し、今回南側防球ネットの全ての張りかえを要望するものでございます。

以上でございます。

下村委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいまの岡本委員のご指摘で、こういった、先ほど体育振興課長が説明しました修繕料、工事請負費、こういったものを決算を見る限り、なぜ繰り越してないのかというご質問があったと思います。その件につきまして、私ども教育委員会としまして、これは当然ご指摘のとおりだというふうに考えておきまして、以前8月下旬に、全員協議会におきまして職員の懲戒処分のご説明をさせていただいた中にも、この工事と修繕料が含まれているとお考えください。その中でも、ほかにもそういったことがあったんです。その中でどうしても対処できない部分につきまして、今回この9月補正におきまして提案させていただいているところでございます。今後の教育委員会として、こういったことをどういうふうに防いでいって、ちゃんとしていけるのかということでございます。

ただいま教育委員会、本年度よりこういった工事の進捗で、事業の進捗状況、これにつきまして、計画書を各課長から出していただいて、月1回、きちっとどこまで進んでいるのかということをお話していただくのを教育委員会の中の部課長の会議で実施させていただいております。それによって、お困りしているところに対してはどういう手を打っていくのかということをお話し合う場をつくりまして、ただいま岡本委員からご指摘のありましたような内容が起こらないように、教育委員会としまして今後対応していきたいと考えております。

以上です。

下村委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 観光費につきましては、詳しく説明をさせていただいたということでございますけれども、やっぱり反省すべきところは反省していく、この姿勢を持っていただいたら一番ありがたいなと思います。今、部長の方から予算が通った場合という前提で、もう業者選定も図っていると、非常に段取りのうまいことなってるなというふうに思います。それぐらいしていかないと、3月の竣工は無理やろうなと思います。笛吹につきましては、いわゆる後で追加でいただいたということやから、工事がちょっとおくれる。それも年度内に完成すると。今のところはそう言うとかんと、繰越するというわけにいかへんので、一応、そういうことでお願いしたいというふうに思います。

この事業費ですが、笛吹は県単で採用してもらい、あとの4つは国庫補助でやと、補助率が3分の1で。県が3分の2と言うけれど、100%補助ということですか。

(発言する者あり)

下村委員長 もう一回答弁してもらいます。

吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村です。

ただいまのご質問、ちょっと説明が足りなくて、大変申しわけございませんでした。まず、総事業費のうち、補助対象となる部分の3分の1を国から補助していただけます。それから、補助対象経費から3分の1を除いた残り3分の2に対して、3分の2県から補助いただける

ということでございます。笛吹神社につきましては、全体の補助対象経費に対して3分の2の県補助ということでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 せやから、観光費については、補助対象事業費は何ぼやって聞いているわけや。それを言うてくれたら計算できますので、後で示してください。

体育施設費。カーテンの修理は当初予算計上してませんという話があった。平成30年度決算から見たら、需用費で半分も執行していない。それやったら、こんな言い方したら悪いけど、それだけ急ぐのであれば、予算が残っているので先行して執行する、そんな方法もあるやろうというふうに思います。防球ネットについては、利用者から去年にするという約束であったという話も聞くわけや。課長もかわったから、前年度のことはわからんと思うけども、やっぱりそういう声もあるということをお聞きになって、きちっとやってもらいたいというふうに思います。この防球ネットは前年度の予算で設計してあると思うけども、これも決算で言うけど、流用してある。今、部長の答弁で、去年まではそういうことやったけど、もう令和になってからきちっとやっていきますと。月1回会議を開いて、きちっとやってくということをお聞きしたので、それは私もそういうふうにやってもらえるということにしておきます。

あと、観光費の事業費だけ教えてください。

下村委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。

事業費の方でございますが、まず総事業費、各個別で申し上げさせていただいたら。

(「もう4つ1つでええやん」の声あり)

吉村商工観光課長 4つ1つでよろしいですか。

まず、国庫対象の4つの総事業費でございますが、総事業費は3,655万3,320円を見込んでおりまして、そのうち補助対象となる経費につきましては、2,820万7,948円、このようになっております。これの3分の1補助ということで、国からの補助は940万2,646円となっております。先ほど申し上げました2,820万7,948円から国庫補助を引いた残額に対しての3分の2でございますが、1,082万6,000円と、このようになっております。笛吹神社の方でございますが、設計費、工事費合わせましての総事業費が1,627万5,600円と、このようになっております。そのうち、補助対象となる費用が1,479万6,000円でございます。それに対して3分の2の額、986万4,000円、これが県補助の金額となっております。

以上でございます。

下村委員長 それでよろしいか。

ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の岡本委員の質問の関連で、1点だけお願いします。

11ページの教育費、体育施設費です。カーテン修繕に関しまして、先ほどのご答弁で、カ

カーテンを利用する団体が手動でされていたのを電動化するという、修繕するということでした。それに関しまして、今、施設の統廃合で従来からここの体育館は名前も挙がるところなんですけども、現状、開館時間に対して全体の利用率がどれくらいか、その中で、そのカーテンを利用する団体というのはどれくらいの利用率かというのがわかればお願いしたいと思います。

下村委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。ただいま正確な数字は手元にはございませんけども、7割から8割ぐらいは埋まっておる状況でございます。また、利用状況を後日報告させていただきます。

下村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 私の方からちょっと、3点お聞きします。

1つは7ページ、2款の総務費、1目の人権啓発費の中の忍海集会所管理事業ということで、指定管理ということで外れて、この分の費用を削除、減額するということでありますけれども、その中でちょっとお聞きしたいのが、13節の委託料で、消防設備保守点検委託料及び特殊建築物定期報告調査委託料、これがどういうものなのかということについて、最初にお伺いします。

それから、9ページですけれども、3款の2目児童措置費になりますが、施設等利用給付事業というところの扶助費ですが、そこに施設等利用給付費とあります。この施設等の施設というのは、どの施設の利用者に対する給付なのかということをお聞きします。

それから、10ページになります。これは農地費のところになりますけれども、土地改良事業で工事請負費が計上されてます。峯阪池の改修ということでお聞きしました。ここは300万円の工事請負費が計上されてるわけですけども、歳入の方で負担金としてその10分の1の30万円ということが計上されております。これは、とりあえずの予算措置であって、実際に執行過程の中で工事請負費の金額が決まってくるんだろうと思うんですけども、それに応じて地元負担金も10分の1ということで、これについても変わってくるものなのかということについてお伺いします。

下村委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。

先ほどお尋ねの特殊建築物定期報告につきましては、奈良県建築安全推進課の方へ確認いたしましたところ、市民一般の方が使用するものには年1回の報告ということでございまして、今後指定管理のため大字の方で使用する地区公民館ということでございまして、報告対象外になるという旨、確認しております。

それと、消防点検につきましては、年2回、今までやってきておりましたが、今後は市内のほかの公民館と同様の負担となるということでございます。

以上です。よろしくお祈いします。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。谷原委員の2点目のご質問でございます。

施設等利用給付費の施設についてのお問いでございます。こちらの方、この無償化に伴い新設させていただいておる部分でございます。具体的な施設としましては、認可外保育施設、ファミリーサポート事業、病児保育事業、そして一時預かり事業、こちらに係る部分となっております。こちらの方は、今までは対象外でございました。国の方からお金が出ておらなかったんですが、この10月から無償化が始まります。その中で、このような施設は保育の必要性がある場合に限り、待機児童の解消のためにこのような認可外保育所というものとかができるわけなんですけれども、それをご利用になる、保育の必要性のある方に対する補助ということで新設された部分でございます。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

分担金でございますけども、これはこれから工事発注しまして、工事の額、これが決定した段階での10%ということになっております。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 忍海集会所の件は、よくわかりました。必要なくなるということですね。指定管理者としてこれを継続してやる必要はないということ、ありがとうございます。

それから、子育て福祉課にかかわるところでありますけれども、この内訳はわかるでしょうか。つまり、葛城市で認可外ということではどの程度、市外の認可外保育所のことなのか、市内のことなのか、ファミリーサポート事業等もありましたので、この内訳があったらちょっと教えていただきたいと思っております。

それから農林課の方ですけど、契約額の10%ということだろうと思うんですけども、それを地元から市の方に納入するのは、工事竣工してから、それで最終的に市の方に納付するということになってるのでしょうか。その点についてお伺いします。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。

こちらの内訳なんですけれども、市内には今、認可外保育施設はございません。あくまで試算ということで、認可外保育施設、ファミリーサポート事業、病児保育、こちらに係る部分が、おおよそですけども20人ほどを予定しております。こちらは上限額が3万7,000円の補助になっておりますので、3万7,000円掛ける20人の6カ月というところと、あともう1点は一時預かりでございます。こちらの部分につきましても、保育の必要に係る部分になってございます。一応、予定では15人ほどを見込んでおります。ですので、1カ月、午前、午後1日使われると1,800円の中で、月7日ということの制限がございます。ですので、1,800円掛ける7日掛ける15人を予定して、しかも6カ月ということ、その合計額で557万

4,000円を見込んでおります。

以上でございます。

下村委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。

工事が終わりました、額が確定した段階で区の方に請求書を出させていただいて、市の方に納入していただくという形になっております。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 子育て福祉課に係るところでは、市内では対象となる施設はないということですね。わかりました。

以上です。ありがとうございます。

下村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思えます。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後1時30分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思えます。

次に、議第54号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第54号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,359万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,519万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目任意事業費、20節扶助費で、66万円の減額でございます。これは当市で実施している家族介護慰労金支給事業の一部が補助事業から外れたため減額する分で、午前中、先ほどご審議いただきました一般会計の方で増額させていただいているものでございます。

4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金で7,690万7,000円の追加でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料で、3,734万9,000円の追加でございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分で25万4,000円の減額でございます。

5款県支出金、2項県補助金、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分で12万7,000円の減額でございます。

7款繰入金1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分で12万7,000円の減額でございます。

同じく2項基金繰入金、1目1節介護給付費準備基金繰入金で、15万2,000円の減額でございます。

以上につきましては、先ほど歳出でご説明申し上げた3款地域支援事業費66万円の減額に伴い、それぞれ負担割合に応じ減額するものでございます。

最後に8款繰越金、1項1目1節繰越金で、1億1,425万6,000円の追加でございます。これは平成30年度から令和元年度へ繰り越される分で、歳出の基金積立金と償還金に充当しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 確認だけさせていただきますけど、5ページのところですけれども、基金積立金ということで、先ほど説明がありました歳入の方で、4ページの一番下の繰越金のところ、平成30年度の介護保険特別会計で、言ってみれば次年度繰越金のところから、それぞれの基金とそれから償還金に充てるということでもあります。ということは、これは決算にも関係するところなんですけれども、平成30年度は約1億1,000万円程度の繰越しが出たということで理解してよろしいわけですね。

以上です。

下村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。先ほどの、谷原委員のお答えさせていただきま
す。

先ほど言っていただきましたように、歳入から歳出の方を差し引きました残額が繰越金と
して計上させていただいている分になります。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 基金にそれだけ積み上がるということで、今後のことに対して対応して使っていくとい
うことだろうと思うんですけども、基金の残高そのものは、どれだけ積み上がってるかとい
うのは、また教えていただけたらと思います。きょうじゃなくても、決算のところなんかでも
結構ですので、それだけちょっとお願いしときます。

下村委員長 そしたら、今、答弁要りませんね。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

次に、議第55号、令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。よろしくお願いたします。

それでは、上程になっております議第55号、令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算
（第1号）についてご説明申し上げます。お手元の補正予算書、まず1ページ目の方をお願
いします。

第1条で歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出のそれぞれ95万5,000円を追加し、歳入歳
出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億6,265万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。事項別明細書の6ページの方をお願いしま

す。

歳出でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費では、8節報償費で26万円の増額、2目学校給食管理費では、11節需用費で69万5,000円の増額でございます。

続きまして、1枚戻っていただきまして、歳入の方でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金では、1節学校給食負担金で副食費の免除に伴う130万6,000円の減額、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金で226万1,000円の増額でございます。

歳入を合計しますと、歳出と同額の95万5,000円となります。

次に、4ページをごらんください。第2表、債務負担行為についてでございます。学校給食センター調理配送等業務委託事業につきましては、来年8月以降の委託業者見直しを本年度中に行うため、令和2年度から令和7年度までの債務負担行為の額につきまして、5億2,470万円を限度額とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく賜りますようお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員 6ページ、歳出で質問させていただきます。

まず、1目学校給食総務費のところ、学校給食業務委託審査委員報償費、これは委託審査委員会というのがあると思うんですけど、その委員というのはどういう方々が就任されているのかというのを教えてください。それと、そこにある講師謝礼というのはどういったものか。

その次、学校給食管理費のところの修繕料は、何に対しての修繕料かをお願いします。

下村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。ただいま奥本委員のご質問に対して回答させていただきます。

まず、学校給食総務費の一般管理事業の、学校給食業務審査委員の報酬の方でございますが、こちらの方の報酬の委員といたしまして、こちらは令和2年8月以降の学校給食センター調理配送業務委託事業の業者選定を行うに当たりまして、外部委員の報酬として2名分、5回実施分を計上するものでございます。こちらの外部委員には前回の調理配送業務の委託の審査と同様に、PTAの代表の方と学識経験者を考えております。前回は学識経験の方につきましては、県の栄養士会から推薦いただいた方についてお願いしております。

続きまして、学校給食総務費の講師謝礼につきましてですが、次年度の学校給食センター調理配送業務の委託事業の業者選定を行うに当たりまして、安心・安全でよりおいしく楽しい給食を目指しまして、献立や味つけの指導を行う講師の謝礼として計上しております。こちらの方は葛城市講師謝金等報償の執行に関する事務取扱基準の中の、専門知識または知識を有し、知名度が高い者に該当する者を講師に招くことを想定しておりまして、講師謝礼1名につき2万円、それと、助手の方としまして、1名1万円としまして、6回分の講師謝礼

を計上するものでございます。こちらの方は、厚生文教常任委員会でもお話がありましたが、給食実施基準に基づいた献立や栄養管理は栄養教諭が行いまして、こちらの方の給食の味の部分につきましては、味の専門家による指導をいただきまして、薄味でもよりおいしい給食を目指すものでございます。

それと、続きまして、学校給食管理費の需用費、修繕料につきましては、当初予算で想定しておりました修繕箇所は全て修繕しておりまして、その後、今年度に入り、新たな修繕箇所が多く生じたことによるものです。こちらの方、応急対応分につきましては、食器洗浄機の系統で、部品の劣化によりまして交換が必要になりまして、異物混入等給食提供の安全面を考慮し、こちらの方を修繕を、まず今年度の分といたしまして、修繕の方を行いました。新たな分としましては、給食の設備の方の安全面等を考えた修繕でありまして、同施設の方で給食センターの西側の方に荷受け室がございまして、荷受け室のドアの、固定する鍵がきかなくなっておりまして、そちらの方を修繕するのが1点。それと、回転釜のラッキングでありますとか、野菜荷受け室等の冷蔵庫のゴムの割れが見つかりまして、こちらの方の冷気が漏れるということで、食品の安全面からこちらの方も修繕する予定でございます。

それとあと、コンテナの修理、キャスターの部分であるとか扉の部分の修理、それと缶切り機の刃の修理や、床の清掃口のふた等を修理する予定であります。

以上です。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。一応わかりましたので、これで結構でございます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 5ページの歳入のところで、130万6,000円ほど学校給食負担金減額になってますけども、もうちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

それから2つ目ですけれども、歳出の方の学校給食総務費の、報償費の講師謝礼のところなんですけれども、18万円ちょっと大きいかなと思ったんですけど、6回分ということで、お2人来られて6回分ということなんですけど、この研修の対象者、この対象となられる方はそういう方なんでしょうか。つまり、何か栄養士さんだけやったら、1人がずっと受けられるのかなとか、調理員の方とか、あるいはほかの方も入ってのことなのか、どういう計画なのかということをお教えいただきたいのと、そもそも研修の計画は、年度末ぐらいまでに立てて一般会計予算の方に上がるものだと思うんですけど、年度途中でこういう形で突然この研修の講師の費用が計上されるのは、どういう経緯があったのかということ。あわせてちょっと、お願いいたします。

下村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。

ただいまのご質問ですが、歳入の減額の件です。学校給食負担金の減額につきましては、幼児教育の無償化によりまして年収360万円未満世帯、葛城市の基準で言いますと、市町村民税の所得割の課税額が7万7,101円未満の世帯と、第3子以降の副食代が免除というふう

なことになります。第3子につきましては、小学校3年生以下の子どもさんと、幼稚園の方に通っておられる子ども、小学校3年生から数えまして3人目、4人目、5人目と、それ以降の子どもさんにつきまして数えるものでございまして、こちらの方が対象になります。葛城市で想定しておりますのが、4、5歳児の子どもさんが71名で、3歳児34人を想定しております。こちらの方の金額につきましては、4、5歳児につきましては、1月当たり今の副食費相当の2,420円が、10月からの6か月分で103万920円、それと3歳児は34名を想定しております。1月当たりの副食費が1,350円の6か月分で、27万5,400円、その合計が130万6,320円となりまして、その分を対象として計上させていただいております。

もう一つ。先ほどの講師謝礼につきましては、こちらの方、研修といいますか、先ほど申しましたように、給食の実施基準で、給食を実施するに当たりまして、栄養価の基準、塩分の基準とかが昨年から変わっているということで、子どもさんからの意見が保護者さんを通じて、味が変わったとかいう、余りおいしくなくなったというふうな意見を頂戴いたしまして、その中でこちらが、給食の実施基準に基づいた献立や栄養の方の管理は栄養教諭の方が行っておりますが、よりおいしくしていくに当たりまして、専門家のアドバイスもいただいております。こちらについては、今現在想定しておりますのが給食センターの栄養教諭と献立や味つけについて討議しながら学校給食の改善を目指すのが第一に考えております。その以降については、話し合いの意見でいろいろ出てくると思いますので、今後考えていきたいと思っております。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。給食の方について、ちょっともう少し、意見だけちょっと申し上げておきます。

これは厚生文教常任委員会でもちょっとお話が出たときに、味つけの問題があるということですね。塩分の基準も変わったということで。そうしますと、ある意味ではお子さんにもなれていただく必要があるし、塩分節制しますと、当初はまずく感じて、次第に薄味になれてくるとそうでもなくなると、かえって素材の味がわかっておいしいと感じることもあるし、そういう意味では保護者の協力も必要なのかなと私は思うんです。なおかつ、給食を配膳される先生方も、給食のそういう基準も変わって、市としてそういうふうに取り組んでるということを理解していただくためにも、関係者の方がしっかりと研修を受けた方がいいのかなと思ったんです。だから対象がどうかということをお聞きしたんですけども、栄養士だけだったらマンツーマンでみっちり教えていただいて結構なことなんですけど、どうもそこだけの取り組みだけではなかなか、味の問題というのは主観的な問題ですので、周辺の方が知られた方がいいのかなと思われましたのでちょっとお聞きしたんです。できたら、せっかく6回も専門の方をお招きするということなので、そこら辺のことをちょっと検討していただけたらと思います。

下村委員長 答弁よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時57分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 下村 正樹